

今後、濃厚接触者の特定をしないことから、児童生徒の登校は次のようになります。

令和4年4月9日
水戸市立第五中学校

	項 目	登校の可否
1	児童生徒が感染者となった場合	×
2	同一世帯内で感染者が発生した場合	×
3	児童生徒に風邪等の症状がある場合	×
4	児童生徒がPCR検査等の新型コロナウイルスの検査を受ける場合	×
5	同一世帯内に風邪等の症状を有する者がいる場合	×
6	同一世帯内に風邪等の症状がありPCR検査等を受ける者がいる場合	×
7	同一世帯内に風邪等の症状はないが、PCR検査等を受ける者がいる場合	○
8	同一世帯内の者が濃厚接触者となった場合	○
9	同一世帯内の兄弟姉妹の学級が閉鎖となった場合	○
10	保護者が勤務する事業所内で感染者が発生した場合	○

※ 7・8・9は従前の対応から変更